

平成28年度当初予算（案）

資料1

1 一般会計

歳入歳出総額 14億9,365万6,000円(前年度比 +5,255万6,000円 +3.6%)

【歳入】

(単位：千円)

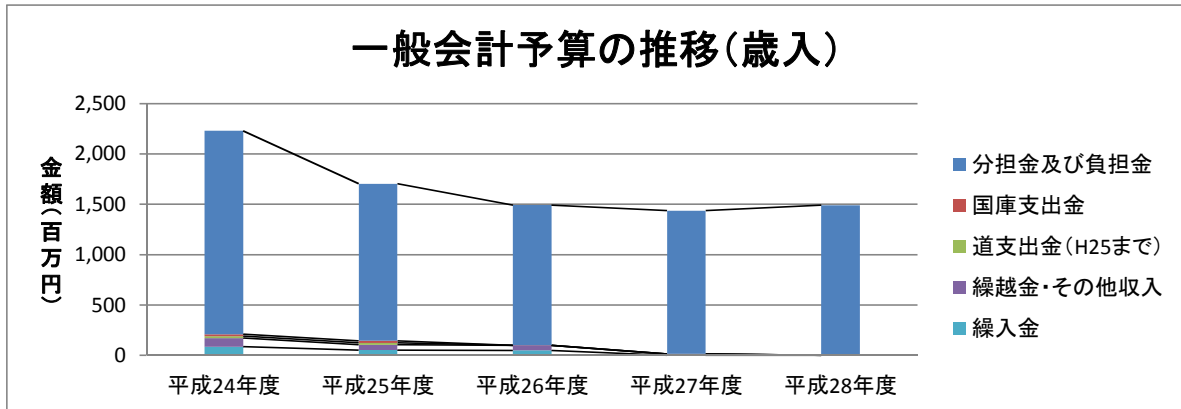
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
分担金及び負担金	1,489,644	1,421,884	67,760	市町村事務費負担金 ・医療会計事務費分の増
国庫支出金	897	442	455	運営協議会運営経費
繰越金	1	1	0	
その他収入	3,114	5,073	▲ 1,959	利子収入、雑入
繰入金	0	13,700	▲ 13,700	・臨時特例基金解散による皆減
合計	1,493,656	1,441,100	52,556	

【歳出】

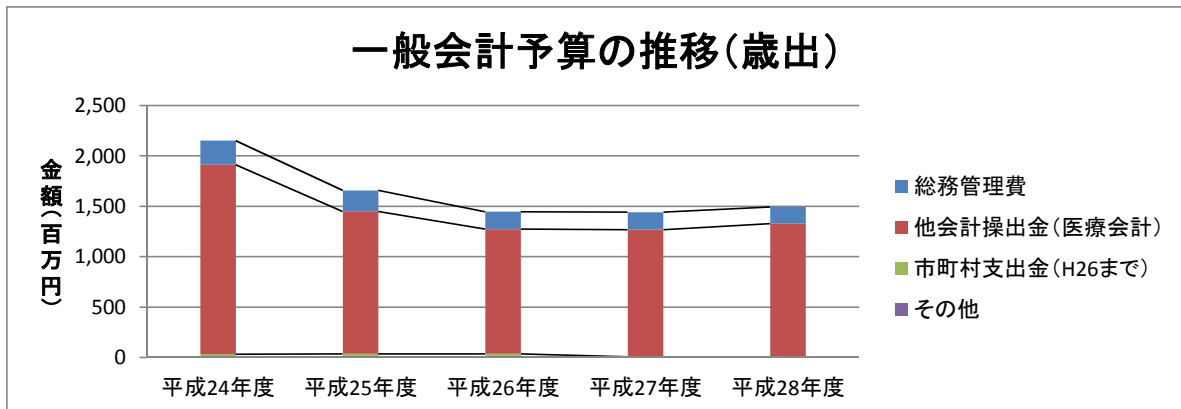
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
議会費	3,431	4,568	▲ 1,137	議員費用弁償等
総務管理費	164,991	173,154	▲ 8,163	職員人件費、広報事業費等
選挙費	89	150	▲ 61	選挙管理委員報酬等
監査委員費	337	614	▲ 277	監査委員報酬等
公債費	35	37	▲ 2	一時借入金利子
他会計繰出金(医療会計)	1,323,772	1,261,576	62,196	・医療会計事務費分の増
償還金及び還付加算金等	1	1	0	国庫支出金等返還金
予備費	1,000	1,000	0	
合計	1,493,656	1,441,100	52,556	

一般会計予算の推移(歳入)



一般会計予算の推移(歳出)



2 後期高齢者医療会計

歳入歳出総額 8,164億715万円(前年度比 +268億7,096万2,000円 +3.4%)

【歳入】

(単位：千円)

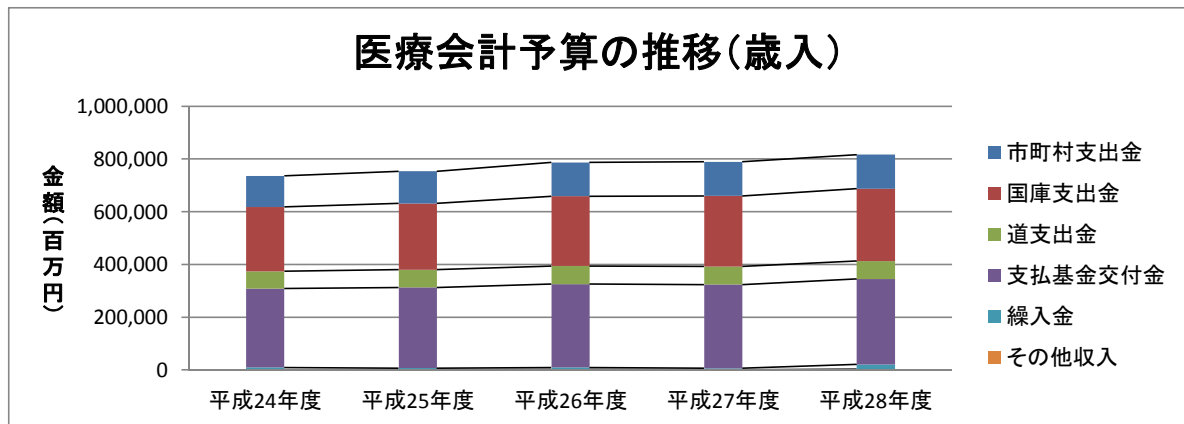
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
市町村支出金	128,987,748	129,827,925	▲ 840,177	保険料、療養給付費負担金等 ・保険料等負担金の減
国庫支出金	274,393,313	267,384,802	7,008,511	療養給付費負担金、調整交付金等
道支出金	68,199,610	68,683,010	▲ 483,400	・財政安定化基金交付金の減
支払基金交付金	324,012,495	317,064,640	6,947,855	現役世代からの支援金
特別高額事業交付金	165,014	153,562	11,452	
繰入金	18,338,081	6,355,607	11,982,474	一般会計及び基金繰入金
繰越金	2,238,527	1	2,238,526	前年度繰越金
その他収入	72,362	66,641	5,721	利子収入、雑入
合計	816,407,150	789,536,188	26,870,962	

【歳出】

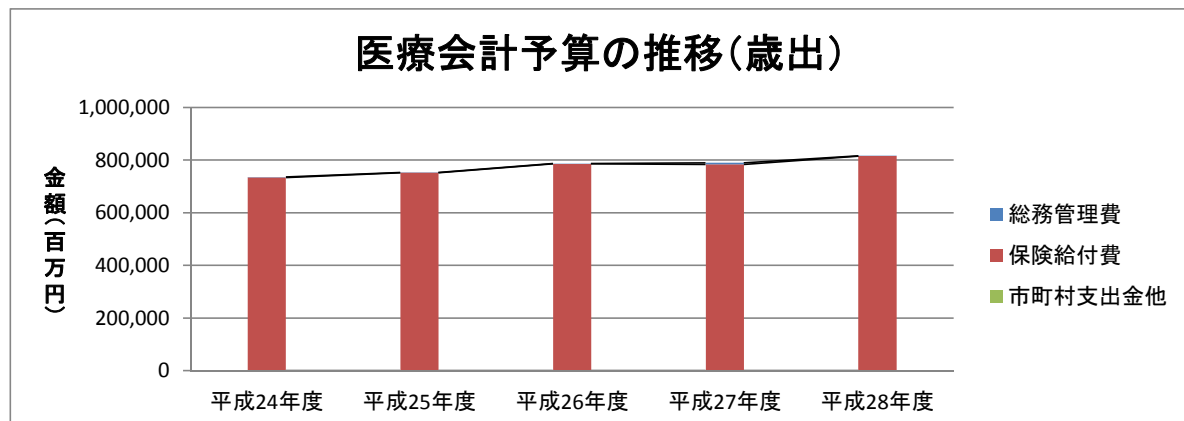
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
総務管理費	1,233,366	6,248,440	▲ 5,015,074	職員人件費、業務委託費、電算システム費等 ・臨時特例基金積立金の皆減
保険給付費	814,867,092	782,937,585	31,929,507	療養給付費等 ・運営安定化基金積立金の増
公債費	5,940	6,120	▲ 180	一時借入金利子
市町村支出金	244,551	269,542	▲ 24,991	・市町村長寿健康増進事業交付金の減
償還金及び還付加算金等	54,201	72,501	▲ 18,300	
予備費	2,000	2,000	0	
合計	816,407,150	789,536,188	26,870,962	

医療会計予算の推移(歳入)



医療会計予算の推移(歳出)



平成28年度の主な事業の概要

☆保健事業の充実（保健事業実施計画関連）

■健康診査業務委託事業

《793,744千円》

生活習慣病等の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、後期高齢者が自らの健康状態を確認することにより、適切な療養の維持、生活の質の確保等を行うことを基本的な目的とし実施する。

■（新規）歯科健康診査業務委託事業

《16,140千円》

口腔機能の低下や肺炎等の疾病の予防、歯周疾患の早期発見による適切な歯科受診へとなげ、生活の質の低下を防ぐことを目的とし実施する。

■市町村長寿・健康増進事業

《243,151千円》

国の特別調整交付金を財源に、市町村が被保険者の健康づくりを目的として実施する健康教育・健康相談、スポーツクラブ、健康施設等への利用助成及び人間ドック等の費用助成への補助を行う。また、広域連合独自事業として、市町村が行う「がん検診」及び「高齢者インフルエンザ予防接種」に係る費用の一部への補助を行う。

■いきいき健康増進事業

《1,363千円》

健診受診率が低い市町村に対し、被保険者の受診機会の確保及び受診率の向上のため、広域連合の職員が訪問して、受診率向上へ向けて助言等を行う。また、道の総合振興局等と地域の健康課題や保健事業推進について意見交換会を開催する。

☆医療費の適正化

■医療費通知事業

《97,921千円》

被保険者に医療費の額等を通知することにより、自らの健康及び後期高齢者医療制度に対する認識を深めることを目的に実施するとともに、通知書裏面を利用し、被保険者の健康の保持増進に役立つ情報等の提供を行う。

■重複・頻回受診者対策事業

《2,671千円》

本人やその家族に対し必要な保健指導を行い、健康管理への意識の高揚を図り、生活の質の向上と、適正受診を促進する。

■後発医薬品利用差額通知事業

《4,771千円》

被保険者に後発医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の差額を通知し、後発医薬品がより安価であることの周知を行い、被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減を図る。

☆制度の周知広報

■広域連合広報事業

《18,846千円》

後期高齢者やその家族が本制度に対する理解を深め、安心して制度を利用し必要な医療が受けられるよう、引き続き、制度周知リーフレットの作成・配布や新聞折り込み、ポスターなどの周知広報を実施する。また、HPにより見やすく分かりやすい情報発信を行う。